

質問第三号

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の重症患者の実態及び医療・福祉施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年八月二日

田村 智子

参議院議長 山崎 正昭 殿

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の重症患者の実態及び医療・福祉施策に関する質問主意書

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下「ME／CFS」という。）は、それまで健康な生活を送っていた人に、突然生活が著しく損なわれるほど強い疲労が持続し、通常の日常生活を送れなくなる病気で、原因が不明であり、有効な治療法は確立されていない。世界保健機関の国際疾病分類において神経系疾患と分類されており、国内の患者は数十万人と推定されている。専門医が非常に少なく、診断さえつかず適切な治療を受けられず苦しんでいる患者も多い。さらに、寝たきり若しくはそれに近い重症患者もかなり存在し、経管栄養に頼らざるを得ない方もいらつしやるが、慢性疲労症候群という名称によって、この疾患の深刻さが矮小化され、神経系疾患であるにもかかわらず、「怠け病」や精神疾患のように誤解されることが多く、患者は偏見と無理解に苦しんでいる。

国際慢性疲労症候群／筋痛性脳脊髄炎学会（IACFS／ME）は、ME／CFS患者の約二十五パーセントが寝たきりに近いが、ほとんど家から出ることのできない重症患者であると指摘している。日本でも実態調査は行われているが、あくまでも医療機関を受診することができる患者に限られ、動くことさえ困難なME／CFSの重症患者については、その数や生活の状況等が十分に把握されておらず、医療、福祉など国

による適切な施策の対象ともなっていない。

ME／CFS患者の実態把握とともに、それに基づいた適切な施策を行う必要がある。

この観点から以下質問する。

一 全てのME／CFS患者を対象とできるように、患者会の意見も反映させた寝たきり、若しくは、ほとんど家から出ることのできない重症患者の数や生活実態などを含めたME／CFS患者の実態調査を行うべきと考えるが、いかがか。

二 前記一の調査の結果なども踏まえて、ME／CFS患者の医療や福祉分野において適切な支援が受けられるようにすべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。